

議案第27号 小松島市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

常用漢字表にない漢字の表記を一部改めるもの。

小松島市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成24年小松島市条例第45号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第3条 排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第5条の8第5号の規定により国土交通大臣が定める措置が講じられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、令第5条の9第1号の規定により国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下さ</p>	<p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第3条 排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第5条の8第5号の規定により国土交通大臣が定める措置が講じられていること。</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第4条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積は、令第5条の9第1号の規定により国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下さ</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

<p>せることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>急速濾過法</u>によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>せることができるものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>急速濾過法</u>によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>改正</p>
---	---	-----------